平成２９年（フ）第１６８２号
福岡県糟屋郡粕屋町仲原３丁目６番30―302号　パステルハイムⅡ
債務者　今村　惠美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平位　直子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２７２４号
大阪府交野市幾野２丁目４番10号
債務者　いっぱいこと渡辺成植こと　金　成植
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柊　善太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９５７号
大阪市西区南堀江１―26―27―312、住民票上の住所大阪市住之江区南港中４丁目７番23―910号
債務者　藤原　昌吾
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣石　佑志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２号
大阪府松原市天美南４丁目７番36号
債務者　深田　豊
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相沢　祐太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０号
熊本市東区江津１丁目15番20号　ルーベル江津Ｄ棟
債務者　井上　千絵
1　決定年月日時　平成30年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　香織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５２号
茨城県神栖市神栖１丁目17番25号　チェリーブルームＢｌｏｃｋ２　101
債務者　和田　真
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第５２２号
熊本県宇城市三角町波多171番地８
債務者　磯部　勇樹
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清田　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
熊本市北区龍田陳内４丁目１番10号　サン・グローリー202号
債務者　松井　貴成
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２号
青森県八戸市大字沢里字二ツ屋３番地33
債務者　中舘　一夫
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第７号
仙台市宮城野区新田４丁目12番29号　高橋ハイツ203
債務者　大橋　厚子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６４号
宮城県白石市緑が丘９番７号
債務者　佐藤　英一
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３号
石川県七尾市矢田新町ト部30番地10　Ｆｉｖｅ　ｓｑｕａｒｅ　101号、従前の住所石川県七尾市矢田町ヤ部22番地45
債務者　藤本　朝美
1　決定年月日時　平成30年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第３０２号
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3042番地
債務者　平川　均
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５号
山梨県甲斐市西八幡4227番地２　パルＢ103号
債務者　天野　直美
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
山梨県西八代郡市川三郷町岩間4418番地14町営住宅岩間団地309号室
債務者　中村　令
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
岐阜県各務原市蘇原柿沢町３丁目２番地58、前住所岐阜県羽島郡岐南町薬師寺５丁目18番地の１（カーザ薬師寺４Ａ号室）
債務者　加藤　周
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
岐阜地方裁判所